平成２８年（フ）第２９号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―6018号　松川共同住宅
債務者　平良　廣子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３０号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―6018号　松川共同住宅
債務者　平良　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４１号
沖縄県那覇市曙１丁目13番１号　名城ビル402
債務者　宮城　栄子
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３２号
北海道登別市柏木町２丁目14番地９
債務者　赤妻　智樹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第６８８号
仙台市泉区将監５丁目２番40―35号
債務者　八木　　武
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８３１号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目９番地の６
債務者　石川　正夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
宮城県名取市杜せきのした２丁目４番地の３コスモシティ607号、従前の住所仙台市泉区七北田字日野152番地　フレッシュインイズミ207
債務者　山下　智美（旧姓大鳥）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
新潟県上越市大字戸野目488番地　ぐらんでＰＡＬＡＣＥ・Ｈ　101号
債務者　西條　信夫
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１２３号
富山県氷見市泉2489番地
債務者　長井　大輔
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２３号
金沢市石引２丁目５番３号　㈱やち屋　社屋３階居宅部分、住民票上の住所金沢市城南１丁目15番40号
債務者　谷内　哲三
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
金沢市小立野１丁目５番１号　小立野センチュリーマンション602号、従前の住所金沢市石引２丁目５番３号
債務者　谷内百合子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９６号
愛知県北名古屋市沖村沖浦151番地１
債務者　金子　佳弘
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１号
愛知県北名古屋市熊之庄江川57番地１　グランプレミール203号、従前の住所愛知県日進市岩崎台４丁目405番地　アビタシオン・トゥルワＢ棟102
債務者　山田　鮎美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８３号
愛知県海部郡飛島村大字梅之郷字中梅38番地の１
債務者　本石　信吉（旧姓相野田）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７号
岡山県津山市宮尾467番地
債務者　野條　智之
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１４号
広島市佐伯区三筋２丁目７番43―101号　Ａ棟
債務者　竹本恵美子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
福岡県飯塚市有井320番地39　リーブハイツ105号（前住所　福岡県飯塚市小正536番地１ホット館・第二ライフ）（住民票上の前住所福岡県飯塚市小正586番地１）
債務者　宮崎　正幸
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部